

## 圧延鋼材の寸法許容差に関する事項

### 改正要領

鋼船規則検査要領 K 編

### 改正事項

圧延鋼材の寸法許容差に関する事項

### 改正理由

IACS は、鋼板及び広幅平鋼の寸法許容差に関する要件を規定した IACS 統一規則 W13(Rev.4)を 2009 年 10 月に採択し、船体用圧延鋼材及び構造用調質高張力圧延鋼材の平均厚さを呼び厚以上とする旨及びその測定要領を規定した。

さらに、IACS において、当該統一規則に関して、圧延工程の中で製造者が圧延後に鋼材を切断する場合の厚さの測定箇所に関する要件について検討が行われ、それらを明確化する IACS 統一規則 W13(Rev.5)案が作成された。これらについては、既に鋼船規則に取入れている。

その後、IACS は、圧延後に鋼材をより細かく切断する際、切断された鋼材の中に一点も厚さの計測点がない場合の取扱いの例示を参考として追加した上で、2012 年 2 月に IACS 統一規則 W13(Rev.5)として採択した。

今般、IACS 統一規則 W13(Rev.5)の追加の例示を加えるべく関連規定を改めた。

### 改正内容

船体用圧延鋼材及び構造用調質高張力圧延鋼材に対して、圧延後に細かく切断された鋼材に、厚さの測定箇所がない場合の取扱いを例示した図を追加した。